

淳和学園 蒼明学院 中等部 いじめ防止基本方針

令和5年4月策定
令和7年4月改定

いじめに関する現状と課題
・「児童生徒に対して、同じ学校に在籍しているなど一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」（いじめの定義）に基づいて対応している。 ・アンケートの結果を踏まえ、いじめが起こりにくい環境づくりを学級担任中心に日々行っている。どの生徒に対しても、個性や本人を取り巻く環境など生徒の抱えている問題を把握し、生徒理解に努めることが必要である。 ・全国的に問題になっているSNSやネット上でのトラブルが本校でも起こっている。今まで以上に職員研修の充実を図るとともに、本校の全教職員、保護者及び地域、関係機関との連携を一層深めていくとともに、携帯電話やパソコンなど情報技術の活用と併せて情報モラルに関する指導の必要性がある。

いじめ問題への対策の基本的な考え方
・横断的かつ継続的な取組を推進するため、いじめ対策委員会には校長・教頭をはじめ、生徒課長に加え、養護教諭及びスクールカウンセラーにも参画してもらい、それぞれの立場から実効のないじめ問題の解決に取り組む。生徒への情報モラルについての教育の推進を図る。 ・いじめの未然防止に向け、生徒との個別面談や学級懇談会を効果的に実施し、生徒一人一人の理解を目指す。また、その取組を通して自己有用感や自己肯定感を感じられる学校づくりを進める。 ・いじめの早期発見のために定期的にアンケートを実施し、個々の実態に応じて、知り得た情報を教職員間で共有する。 <重点となる取組> ・アンケート結果の実態を踏まえながら適切な指導を行い、学校全体で強い意志のもと、「いじめを許さない」という認識をもたせる。 ・全ての生徒に対して情報モラルに関する授業を計画的に実施する。 ・あらゆるケースのいじめを想定し、いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための教職員研修を実施する。

保護者・地域との連携	いじめ対策委員会	関係機関との連携
・学校基本方針を新生児説明会や保護者会総会等で説明し、学校のいじめ問題に対する取組に理解を求めるとともに、意見交換や協議の場として学級会を設定し、取組の改善を図る。 ・欠席の連続する生徒に対しては家庭訪問を実施し、現状把握に努める。 地域の方々との関係を密にし、生徒の見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。	<対策委員会の役割> ・基本方針に基づく取組の実施 ・年間計画の作成・検証・改正 ・いじめについての相談窓口設置 ・発生したいじめ事案への対応 <対策委員会の開催時期> ・学期ごと年3回開催 <対策委員会の内容の教職員への伝達> ・職員会議で周知 ・緊急の際は朝礼及び臨時の会議開催 <構成メンバー> ・校外…スクールカウンセラー ・校内…校長・教頭・生徒課長 養護教諭 全教職員	<連携の内容> ・非行防止教室、薬物乱用防止教室の開催 ・定期的な情報交換や緊急時の対応 <連携機関名> ・笠岡警察署 <学校側の窓口> ・生徒課長 <連携の内容> ・情報交換及び生徒や保護者の相談 <連携機関名> ・児童相談所（井笠相談室） ・（広島）東部子ども家庭センター <学校側の窓口> ・生徒課長

学校としての取り組み

① いじめ防止	(教員研修) - いじめや情報モラルに関する教職員研修を実施する。必要に応じて各専門の講師を招聘し、教職員の指導力の向上を図る。特に近年、問題が多発しているSNS利用の際でのトラブルに対応が必要なため、生徒のネット利用の状況と指導上の留意点についての研修会を開催する。 (居場所づくり) - 日頃の学校生活において、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や自己肯定感を感じられる学級・学校づくりを進める。 (情報モラル教育) - ネット上のいじめやトラブルを防止・解消するために、情報モラルに関する授業を全校または学年単位で実施する。
② 早期発見	(実態把握) - 生徒の実態把握のためのアンケート（6月・10月・2月）を定期的実施し、必要に応じて個人的に面談を行う。また年3回(6月・10月・2月)の担任面談週間を設け、生徒の様子をきちんと把握し、いじめの早期発見を図る。 - 授業前後の休憩時間や昼の休憩時間等、生徒と触れ合う機会を大切に、学級日誌の様子を見たりすることによって、生徒理解に努める。 (相談体制の確立) - 本校の教育相談の体制を生徒・保護者に向けて発信し、気軽に相談できる環境があることを知ってもらい、安心して登校できる体制であることを理解してもらう。また全ての教職員が、授業中はもちろんのこと、休憩時間や放課後の活動の様子をしっかりと観察し、生徒の変化やSOSに気を配り、後追いの指導にならないように配慮する。 (情報共有) - 教科会議や教育相談会議によって生徒に関するさまざまな情報を交換し、解決に向けての対応策など、気になる様子や変化があった場合は、共有の生徒指導に関する掲示板を活用したり朝礼を利用したりして、教職員間で情報共有できる体制をつくる。
③ いじめへの対処	(いじめの有無の確認) - 本校の生徒がいじめの可能性があるときは、速やかに事実確認を行う。 (いじめへの組織的対応の検討) - いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。 (いじめられた生徒への支援) - いじめが確認された場合には、まず被害生徒の立場に立ち、当該生徒及びその保護者に対して適切な支援を行う (いじめた生徒への指導) - いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対応を行う - 当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。（周囲の生徒に対する指導） - いじめられた生徒及びその保護者の気持ちを優先した上で、必要や要請があれば事実を公表し、全体指導を行う。要請がない場合でも、人間関係　づくりプログラムや　道徳の時間などを利用して、いじめを回避する能力を育成し、いじめを許さない土壌を育む。 (いじめの解消と継続的な指導) - いじめられた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態やいじめの行為による心身の苦痛を感じていない状態が少なくとも3ヶ月継続していることを生徒本人及び保護者に対して面談などで確認する。 「解消している」状態に至った場合でも、いじめられていた生徒及びいじめていた生徒については、日常的に注意深く監察する。

